銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(2・完)

- 地方銀行および第二地方銀行の動向を中心に -

村山洋介

8. 乙からの相殺

ひな型7条

- ① 期限の到来・期限の利益の喪失・買戻債務の発生・求償債務の 発生その他の事由によって、貴行に対する債務を履行しなければ ならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とをその債 権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することが できます。
- ② 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。
- ③ 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息・割引料・ 損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、 利率・料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場につ いては貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。

[改訂動向]

(1) ひな型7条1項関係

相殺の要件については、ひな型7条1項と同様に、「期限の到来・期限の利益の喪失・買戻債務の発生・求償債務の発生その他の事由によって、乙に対する債務を履行しなければならない場合」とするものが43行、「本約定書第1条に規定する融資関係取引の弁済期の到来、第5条の期限の利益の喪失、第6条の買戻債務の発生、第1条に規定する支払承諾取引による求償債務の発生その他の事由によって銀行に対する債務を履行しなければならない場合」とするものが1行みられた。相殺の対象となる乙の債権については、

ひな型7条1項と同様に、44行の全てが、甲が履行しなければならない「乙に対する債務」とし、また、相殺の対象となる乙の債務についても、ひな型7条1項と同様に、44行の全てが、「甲の預金その他の乙に対する債権」としていた。また、第一次、第二次試案ともに、相殺の意思表示は書面により行う旨が規定されていが、乙が相殺する場合に「書面により通知する」とするもの、相殺の結果を「書面で通知する」とするものが各1行みられた*42。

(2) ひな型7条2項関係

払戻充当の要件については、44行の全でが、ひな型7条2項と同様に、「前項の相殺ができる場合」とし、その際、乙は、ひな型7条2項と同様に、「事前の通知または所定の手続きを省略できる」とするものが39行、これを明記しないものが5行みられた。なお、省略する所定の手続きとして、「預金者からの預金証書・通帳等の提出およびその届出印の押印」を明示するものが1行みられた。払戻充当の方法については、ひな型7条2項と同様に、「甲にかわり諸預け金の払戻を受け、甲の債務の弁済に充当することができる」とするものが43行、「払戻し、解約または処分のうえ、その取得金をもって債務の弁済に充当することができる」とするものが1行みられた。また、払戻充当の結果を甲に通知するとするものが36行(そのうち、「書面」によるとするものが10行みられた。)、通知に関する規定を設けないものが8行みられた。

(3) ひな型7条3項関係

留意事項では、「銀行取引においては、個々の債権債務について相殺適状がいつ生じたかの判定が困難な場合がある。したがって、民法による相殺の 遡及効から生じる相殺計算の複雑さを回避するために、差引計算を行うに際しての債権債務の利息、割引料、損害金等の計算について特約を設けること自体には必要性、合理性があると考えられるが、その場合には、基準日や計算方法等についてあらかじめ明確なルールを策定し、これに基づいた差引計算を行うべきことに留意する*43」としている。本条項による計算の対象については、ひな型7条3項と同様に、「債権債務の利息、割引料、損害金」を例示するものが8行、「債権債務の利息、割引料、損害金」を例示するものが1行、「債権債務の利息、割引料、損害金」の他、「清算金」を例示するものが26行、

「違約金」を例示するものが5行、「保証料」を例示するものが4行みられた。計算期間については、ひな型7条3項と同様に、「計算実行の日まで」とするものが43行、「適正かつ合理的と認められる相殺等の実行日まで」とするものが1行みられた*4。利率・料率等については、甲乙間に定めがない場合に、「乙の定めによる」とするものが30行、「乙が合理的に定めるところによる」とするものが11行、「乙が一般に認められる基準に基づいて定めるところによる」とするものが2行、「乙が一般に相当と認められる範囲内において定めるところによる」とするものが1行みられた。なお、「乙の定めによる」としたうえで、「期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割り計算とする」とするものが1行みられた。外国為替相場については、ひな型7条3項と同様に、44行の全てが、「乙による計算実行時の相場を適用する」としていた。

(4) その他

乙による相殺等に関する規定の見出しを、「乙による相殺、払戻充当」または「乙からの相殺等」に改めるものが43行、ひな型と同様に、「差引計算」とするものが1行みられた。

9. 甲からの相殺

ひな型7条の2

- ① 弁済期にある私の預金その他の債権と私の貴行に対する債務と を、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することがで きます。
- ② 満期前の割引手形について私が前項により相殺する場合には、 私は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することがてき るものとします。ただし、貴行が他に再譲渡中の割引手形につい ては相殺することができません。
- ③ 外貨または自由円勘定による債権または債務については、前2 項の規定にかかわらず、それらが弁済期にあり、かつ外国為替に 関する法令上所定の手続が完了したものでなければ、私は相殺で きないものとします。

- ④ 前3項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。
- ⑤ 私が相殺した場合における債権債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率・料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

[改訂動向]

(1) ひな型7条の2第1項関係

留意事項では、「取引先からも相殺が可能であることはいうまでもないことであるが、昭和52年のひな型改正時において、歩積・両建預金の自粛の観点から従来のひな型に取引先が行う相殺についての条項が加えられたという経緯に鑑み、各銀行が銀行取引約定書を改訂するに際しても、引き続き取引先からの相殺に関する規定およびそれに際しての充当の指定に関する条項を設けることが望ましい*45」としている。本調査でも、44行の全てが、取引先からの相殺に関する規定を設けていた*46。取引先による相殺の対象となる債権および債務については、ひな型7条の2第1項と同様に、「弁済期にある甲の預金その他乙に対する債権と甲の乙に対する債務」とするものが42行、「乙が甲の預金その他の甲に対する債務を履行しなければならない場合のその債務と乙の甲に対する債権」とするものが2行みられた。相殺の要件および方法については、44行の全てが、ひな型7条の2第1項と同様に、「甲は、甲の乙に対する債務の期限が未到来であっても相殺することができる」としていた。

(2) ひな型7条の2第2項関係

満期前の割引手形の取り扱いについては、ひな型7条の2第2項と同様に、「満期前の割引手形について相殺する場合には、甲は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができる」とするものが43行、右条項を

削除するものが1行みられた。甲による相殺の禁止については、「乙が他に 再譲渡中の割引手形に関する買戻債務を相殺する場合」および「甲乙間の期 限前弁済についての約定に反する場合」とするものが25行、「乙が他に再譲 渡中の割引手形に関する買戻債務を相殺する場合」、「弁済や相殺につき法令 上の制約がある場合」および「甲乙間の期限前弁済についての約定に反する 場合」とするものが18行、「弁済や相殺につき法令上の制約がある場合」お よび「甲乙間の期限前弁済についての約定に反する場合」とするものが1行 みられた。なお、そのうち、「乙が他に再譲渡中の割引手形に関する買戻債 務を相殺する場合」を「乙が割引手形を日本銀行等に再割引または担保とし て譲渡している場合」とするものが1行みられた。

(3) ひな型7条の2第3項関係

留意事項では、「ひな型に置かれていた外貨または自由円(非居住者円)勘定による債権または債務についての相殺に関する外国為替および外国貿易法上の制限は、有事規制がある場合を除き、原則として存在しなくなったことに鑑み、条項を見直すことが望ましい*47」としている。本調査でも、44行の全てが、本条項を削除していた。

(4) ひな型7条の2第4項関係

甲による相殺の通知については、ひな型7条の2第4項と同様に、44行の全てが、「書面による相殺の通知」としていた。また、甲の相殺により甲が乙に提出する書類および提出の時期については、ひな型7条の2第4項と同様に、「相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに乙に提出する」とするものが7行、「相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに乙に提出する」とするものが32行、「相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印もしくは届出署名を記入して直ちに乙に提出する」とするものが4行、「相殺した預金その他の債権の証書または所定の払戻請求書に届出印を押印し、証書、通帳とともに直ちに乙に提出する」とするものが1行みられた。

(5) ひな型7条の2第5項関係

本条項による計算の対象については、ひな型7条の2第5項と同様に、「債権債務の利息、割引料、損害金」を例示するものが9行、「債権債務の利息、

損害金 | を例示するものが1行、「債権債務の利息、割引料、損害金 | の他、 「清算金」を例示するものが28行. 「清算金」および「違約金」を例示するも のが2行、「保証料」を例示するものが2行、「清算金」および「保証料」を 例示するものが2行みられた。計算期間については、ひな型7条の2第5項 と同様に、「相殺通知の到達の日まで」とするものが42行、「債権債務の利息、 割引料、損害金等」については「相殺通知の到達の日まで」とし、「清算金、 違約金 | については「乙の計算実行日において算出する | とするもの.「相 殺通知の到達日まで、または計算実行の日による | とするものが各1行みら れた。利率・料率等については、「甲乙間の定めによる | とするものが11行、 「乙の定めによる」とするものが1行、甲乙間の定めがない場合に、「乙の定 めによる | とするものが20行. 「乙が合理的に定めるところによる」とする ものが11行、「乙が一般に相当と認められる範囲内において定めるところに よる」とするものが1行みられた。外国為替相場については、ひな型7条の 2.第5項と同様に、「乙の計算実行時の相場を適用する」とするものが42行、 外国為替相場に関する規定を削除するものが2行みられた。また、期限前弁 済については、ひな型7条の2第5項と同様に、「期限前弁済について特別 の手数料の定めがあるときは、その定めによる | とするものが21行、「特別 の手数料 | に「繰上げ返済手数料 | を例示するものが18行、期限前弁済に関 する規定を削除するものが5行みられた。

(6) その他

預金保険法に関して、「乙に預金保険法の定める保険事故が生じた場合における甲からの相殺については、本条の規定の他、乙の定めた各種預金規定の定めによりできるものとする。本条と乙の定めた各種預金規定で異なる定めがある場合には、後者を適用する」とするものが2行、「甲は、乙に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に、乙に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の甲の預金ならびにその他乙に対する債権を、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができる。この場合の相殺手続きならびに預金等の利息計算等については、乙の当該各取引の規定による」とするものが2行みられた。

10. 手形の呈示・交付

ひな型8条

- ① 私の債務に関して手形が存在する場合, 貴行が手形上の債権に よらないで第7条の差引計算をするときは, 同時にはその手形の 返還を要しません。
- ② 前2条の差引計算により貴行から返還をうける手形が存する場合には、その手形は私が貴行まで遅滞なく受領に出向きます。ただし、満期前の手形については貴行はそのまま取り立てることができます。
- ③ 貴行が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、 次の各場合にかぎり、手形の呈示または交付を要しません。なお、 手形の受領については前項に準じます。
 - 1. 貴行において私の所在が明らかでないとき。
 - 2. 私が手形の支払場所を貴行にしているとき。
 - 3 手形の送付が困難と認められるとき。
 - 4. 取立その他の理由によって呈示・交付の省略がやむをえない と認められるとき。
- ④ 前2条の差引計算の後なお直ちに履行しなければならない私の 債務が存する場合,手形に私以外の債務者があるときは,貴行は その手形をとめおき,取立または処分のうえ,債務の弁済に充当 することができます。

[改訂動向]

(1) ひな型8条1項関係

ひな型8条1項の文言に変更を加えないものが30行、「同時にはその手形の返還を要しません」を「乙は後日手形を返還する」とするものが13行みられた。なお、手形の呈示・交付に関する規定自体を削除するものが1行みられた。

(2) ひな型8条2項関係

甲の手形受領の要件については、ひな型8条2項と同様に、「甲および乙

による相殺または払戻充当により、乙から返還を受ける手形が存在する場合」とするものが42行、「乙による相殺または払戻充当により、乙から返還を受ける手形が存在する場合」とするものが1行みられた。甲の手形の受領方法については、ひな型8条2項と同様に、「甲が乙まで遅滞なく受領に出向く」とするものが14行、「乙からその旨の通知があった時には、甲が乙まで遅滞なく受領に出向く」とするものが17行(そのうち、甲による手形の受領日を「銀行営業日」に限定するものが1行みられた。)、「乙からその旨の通知があった時には、甲が乙まで受領に出向く」とするものが1行みられた。満期前の手形の取り扱いについては、ひな型8条2項と同様に、「満期前の手形については、乙はそのまま取り立てることができる」とするものが42行、「満期直前の(割引・担保)手形については、乙はそのまま取り立てることができる」とするものが1行みられた。

- (3) ひな型8条3項関係
- ① 各号列記以外の部分

留意事項では、「手形上の債権によって差引計算をする場合において手形の呈示または交付を省略する条項を設ける場合には、正当かつやむをえないと認められる場合に限定することが望ましい*48」としてる。手形の呈示・交付に関する規定を設けるもののうち、本条項の文言を変更するものはみられなかった。

② ひな型8条3項1号関係

手形の呈示・交付に関する規定を設けるもののうち、本条項の文言を変更 するものはみられなかった。

③ ひな型8条3項2号関係

手形の呈示・交付に関する規定を設けるもののうち、本条項の文言を変更 するものはみられなかった。

④ ひな型8条3項3号関係

ひな型8条3項3号の文言に変更を加えないものが8行,「事変,災害など乙の責めに帰すことのできない事情によって手形の送付が困難と認められるとき」とするものが23行、「乙の責めに帰すことのできない事情によって

手形の送付が困難と認められるとき」とするものが6行、「手形の送付が困難であると客観的に認められる相当の事由があるとき」とするものが4行、「手形の送付が困難であると認められる相当の事由があるとき」とするものが2行みられた。

⑤ ひな型8条3項4号関係

ひな型8条3項4号の文言に変更を加えないものが41行,「取立その他の 客観的理由により呈示,交付の省略がやむをえないと認められるとき」とす るものが2行みられた。

(4) ひな型8条4項関係

ひな型8条4項の文言に変更を加えないものが32行,「前2条の差引計算の後」を「乙の相殺または払戻充当の後」とするものが1行,「債務者」を「手形債務者」とするものが8行,とめおいた手形に関して,「担保に関する規定により取り扱う」とするものが2行みられた。

11. 乙による充当の指定

ひな型9条

弁済または第7条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議をのべません。

[改訂動向]

乙または甲による充当の指定に関しては、ひな型9条と同様に、弁済充当に関して、甲の第一次充当指定権を否定する第一の型式(32行)と、甲の第一次充当指定権を肯定する第二の型式(12行)がみられた*49。第一の型式をとる32行は、何れも、ひな型9条と同様に、「甲からの弁済もしくは乙の相殺または払戻充当において、甲の乙に対する債務全額を消滅させるに足りないとき」に乙の充当指定権を認めていた。これに対し、第二の型式をとる12行には、「乙の相殺または払戻充当において、甲の乙に対する債務全額を消滅させるに足りないとき」に乙の充当指定権を認めるものが6行(第二の型式①)、「甲による相殺もしくは乙による相殺または払戻充当により、他方

の債務全額を消滅させるに足りないとき」に甲または乙の充当指定権を認めるものが6行(第二の型式②)みられた。乙による充当の方法については、ひな型9条と同様に、「乙は適当と認める順序方法により充当することができる」とするものが43行、「乙は適正かつ合理的と認められる順序方法により充当することができる」とするものが1行みられた。乙による充当の通知については、乙は、充当の結果を「甲に書面をもって通知する」とするものが21行、通知に関する規定を設けないものが23行みられた。また、44行の全てが、ひな型9条と同様に、「乙の充当に対し、甲は異議を述べることができない」としていた。

12. 甲による充当の指定

ひな型9条の2

- ① 第7条の2により私が相殺する場合,私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- ② 私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める 順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を 述べません。
- ③ 第1項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無・軽重・処分の難易・弁済期の長短・割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。
- ④ 前2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務 については期限が到来したものとして、また満期前の割引手形につ いては買戻債務を、支払承諾については、事前の求償債務を私が負 担したものとして、貴行はその順序方法を指定することができま す。

[改訂動向]

(1) ひな型 9条の 2 第 1 項関係

甲による充当指定の要件について、第一の型式をとる32行は、ひな型9条の2第1項と同様に、何れも「甲の相殺において、甲の乙に対する債務全額を消滅させるに足りないとき」とし、第二の型式①をとる6行は、何れも「甲の弁済または甲の相殺において、甲の乙に対する債務全額を消滅させるに足りないとき」とし、第二の型式②をとる6行は、何れも「甲の弁済において、甲の乙に対する債務全額を消滅させるに足りないとき」としていた。甲による充当の方法については、「書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができる」とするものが9行みられた。

(2) ひな型9条の2第2項関係

甲が充当方法を指定しなかった場合の取り扱いについて、第一の型式、第二の型式①をとる38行は、ひな型9条の2第2項と同様に、「甲が指定をしなかったときは、乙が適当と認める順序方法により充当することができ、甲はその充当に異議を述べることができない」とするものが35行、「乙が適当と認める順序方法」をするものが2行、「乙が適当と認める順序方法」とするものが2行、「乙が適正かつ合理的と認める順序方法」とするものが1行みられた。乙による充当の通知については、乙は、充当の結果を「甲に書面で通知する」とするものが21行、通知に関する規定を設けないものが17行みられた。これに対し、第二の型式②をとる6行は、何れも「甲又は乙の一方が指定しなかったときは、他方が充当を指定することができる」とし、乙の充当指定権とともに、乙が充当方法を指定しなかった場合について、文言上、甲の充当指定を認める形式となっていた。なお、同様に、「乙が充当指定した場合には、甲はその充当に対して異議を述べることができない」としていた。

(3) ひな型9条の2第3項

乙の充当指定変更権について、第二次試案では、これを削除しているが*50,本調査では、44行の全てが、乙の充当指定変更権に関する規定を設けていた。 乙に充当指定変更権が発生する要件については、ひな型9条の2第3項と同様に、44行の全てが、甲の充当指定により、「乙の債権保全上支障が生じる おそれがあるとき」としていた。その際、乙は、ひな型9条の2第3項と同様に、甲の充当指定に対し、「遅滞なく異議を述べる」とするものが33行、「乙は書面により異議を述べる」とするものが21行みられた。また、乙が充当指定変更権を行使する場合には、ひな型9条の2第3項と同様に、44行の全てが、「担保・保証の有無・軽重・処分の難易・弁済期の長短・割引手形の決済見込みなどを考慮して、乙の指定する順序方法により充当することができる」としていた。その際、「充当した結果を通知する」とするものが17行、「充当した結果を書面により通知する」とするものが6行(そのうち、「乙の債権保全上、緊急を要する場合には口頭によることができる」とするものが1行みられた。)、通知に関する規定を設けないものが21行みられた。

(4) ひな型9条の2第4項

ひな型9条の2第4項の文言に変更を加えないものが43行, 買戻債務および事前求償権に関する規定を設けず,「乙が充当する場合には,甲の期限未到来の債務については期限が到来したものとして,乙はその順序方法を指定することができる」とするものが1行みられた。

13. 危険負担・免責条項等

ひな型10条

- ① 私が振出・裏書・引受・参加引受もしくは保証した手形または 私が貴行に差し入れた証書が、事変・災害・輸送途中の事故等や むをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合に は、貴行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、 貴行から請求があれば直ちに代り手形・証書を差し入れます。こ の場合に生じた損害については貴行になんらの請求をしません。
- ② 私の差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって 損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。
- ③ 万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手 形上の権利が成立しない場合, または権利保全手続の不備によっ て手形上の権利が消滅した場合でも, 手形面記載の金額の責任を

負います。

- ④ 手形・証書の印影を、私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形・証書・印章について偽造・変造・盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負います。
- ⑤ 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは 処分に要した費用、および私の権利を保全するため貴行の協力を 依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

[改訂動向]

(1) ひな型10条1項関係

留意事項では、「債権証書、手形や担保物の紛失、滅失、損傷等について の危険を取引先が負担する旨の条項、または手形や証書についての印章の盗 用・偽造等があった場合に銀行が免責を受ける旨の条項を設けた場合に、そ れらが有効に機能するためには、銀行に故意・過失といった帰責事由が存し ないことが当然の前提であることに留意すべきである*51」としている。本 条項の危険負担等の対象となる証書については、ひな型10条1項と同様に、 「甲が振出・裏書・引受・参加引受もしくは保証した手形または甲が乙に提 出した証書」とするものが42行(そのうち、「振出、裏書した小切手を含む」 とするものが1行みられた。),単に「乙に提出した証書」とするもの、「乙 に提出した証書 | を「乙に提出した銀行取引に関する証書 | とするものが各 1行みられた。危険負担等の要件については、44行の全てが、ひな型10条1 項と同様に、「事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛 失・滅失・損傷または延着した場合」としていた。危険負担等による効果に ついては、ひな型10条1項と同様に、「乙の帳簿、伝票等の記録に基づいて 債務を弁済する」とするものが41行(そのうち、「手形、証書等の有無にか かわらず、除権判決などの法律上の手続きを待たないで | との文言を付加す るものが1行みられた。).「乙の帳簿・伝票・電磁的記録等に基づいて債務 を弁済する | とするものが3行みられた。損害が生じた場合の取り扱いにつ

いては、44行の全てが、「乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の 負担とする」としていた(そのうち、「甲は乙になんらの請求をしない」と の文言を付加するものが1行みられた)。なお、代り手形・証書の差し入れ については、ひな型10条1項の文言に変更を加えないものが43行、単に「代 りの証書」のみを差し入れるとするものが1行みられた。

(2) ひな型10条2項関係

「甲が乙に提供した担保について、やむをえない事情によって損害が生じた場合には、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害は甲の負担とする」とするものが43行、「甲は乙になんらの請求をしない」との文言を付加するものが1行みられた。

(3) ひな型10条3項関係

本条項を削除するものが1行みられた。免責等の要件については、ひな型10条3項と同様に、「万一、手形要件の不備、もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合」とするものが30行、「買戻債務の履行に関して」との文言を付加するものが12行、「手形」を「手形または小切手」とするものが1行みられた。免責等による効果については、ひな型10条3項と同様に、「甲は、手形面記載の金額の責任を負う」とするものが29行、「その手形についての取引上の債務には、影響がないものとする」とするものが12行、「甲は、その手形が有効であるか、または手形上の権利が消滅していないものとして取引上の債務を履行する」、「甲は、手形面または小切手面記載の金額支払いの責任を負う」とするものが各1行みられた。また、「乙は、手形要件の白地を補充する義務を負わない」との文言を付加するものが1行みられた*52。

(4) ひな型第10条4項関係

ひな型10条 4 項の文言に変更を加えないものが38行、「手形、証書の印影」を「手形、証書の印影、署名」とするものが4行(右4行の何れも、「甲の届け出た印鑑、署名鑑に、相当の注意をもって照合し」としていた。)、「手形、小切手、証書の印影」、「手形、約定書類の印影」とするものが各1行みられた。

(5) ひな型第10条5項関係

ひな型10条5項の文言に変更を加えないものが43行、甲が負担する費用として、「担保の調査費用」を付加するものが1行みられた。

(6) その他

「甲が振出、裏書、参加引受もしくは保証した手形(振出、裏書した小切手を含む)が、支払いの延期または不渡りとなったときは、乙の拒絶証書の作成ならびに償還請求の通知はこれを省略できる」とするものが1行みられた*53。

14. 届け出事項の変更

ひな型11条

- ① 印章・名称・商号・代表者・住所その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。
- ② 前項の届け出を怠ったため、貴行からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

[改訂動向]

(1) ひな型11条1項関係

ひな型11条1項の文言に変更を加えないものが39行、届け出事項に、「署名」を例示するものが4行、「組織」を例示し、さらに甲による書面による届け出に際して、「銀行所定の書面に確認資料を添付する」とするものが1行みられた。

(2) ひな型11条2項関係

「甲が前項の届け出を怠る、あるいは甲が乙からの請求を受領しないなど、甲の責めに帰すべき事由により、乙が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする」とするものが36行、「甲の責めに帰すべき事由」の例示として、単に「甲が前項の届け出を怠るなど」とするものが7行、「甲の責めに帰すべき事由により」を「不可抗力の場合を除き」とするものが1行みられた*54。また、

「届け出前に生じた損害については、乙の責めに帰すべき事由による場合を 除き、甲がその損害を負担する | とするものが1行みられた。

15. 報告および調査

ひな型12条

- ① 財産・経営・業況について貴行から請求があったときは、直ち に報告し、また調査に必要な便益を提供します。
- ② 財産・経営・業況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行から請求がなくとも直ちに報告します。

[改訂動向]

(1) ひな型12条1項関係

ひな型12条1項の文言に変更を加えないものが21行, 甲の報告および調査協力義務を「乙の調査に必要な範囲において」とするものが21行, 甲が報告に際して提出する書類として,「試算表,資金繰表,月次貸借対照表,月次損益計算書,金融機関別借入一覧表等」を例示するもの,「調査に必要な便益」を,「帳簿,諸計表の閲覧,担保品,在庫品,工場等の実地調査に必要な便益」とするものが各1行みられた。

(2) ひな型12条2項関係

ひな型12条2項の文言に変更を加えないものが37行、「または生じるおそれのあるとき」との文言を削除するものが7行みられた。

(3) その他

44行の全てが、甲による定期的な書類の提出義務に関する規定を設けていた。そのうち、甲が定期的に提出する書類については、「貸借対照表、損益計算書等の甲の財産、経営、業況等を示す書類の写し」とするものが27行、「貸借対照表、損益計算書等の書類の他、乙が甲の財産、経営、業況等の調査に関して必要と認める書類の写し」とするものが14行、「毎営業年度の営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の書類の写し」、「貸借対照表、損益計算書、各勘定科目の明細等の財務状況を表す書類の写し」、「貸借対照表、損益計算書、税務申告書等のほか、乙が甲の財産、経営、業況等の調査に関し

て必要と認める書類の写し」とするものが各1行みられた。なお、甲による 定期的な書類の提出義務を、「銀行取引上の債務が存在する限り」に限定す るものが1行みられた。また、29行が成年後見に関する届け出規定を設けて いた*55。そのうち、乙に対する届け出の要件として、「甲に家庭裁判所の審 判により後見、保佐、補助が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選 任がなされたとき。またはこれらの審判を既に受けているとき」とするもの が13行。「甲または甲の保証人に家庭裁判所の審判により後見、保佐、補助 が開始されたとき。もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき。または これらの審判を既に受けているとき」とするものが8行、「甲または甲の保 証人に家庭裁判所の審判により後見、保佐、補助が開始されたとき」とする ものが4行、「甲または甲の保証人に家庭裁判所の審判により後見、保佐、 補助が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき」と するものが3行、「甲または代表者、甲の保証人に家庭裁判所の審判により 後見、保佐、補助が開始されたとき」とするものが1行みられた。乙に対す る届け出の主体および届け出の内容については、「甲または甲の補助人、保 佐人、後見人は、成年後見開始の事実を書面で直ちに乙に届け出る」とする ものが14行、「甲は、成年後見人、任意後見人等の氏名その他必要な事項を 書面で直ちに乙に届け出る | とするものが8行、単に「甲が乙に届け出る | とするものが5行、「甲または保証人は、書面により必要事項を届け出る」。 「甲は、成年後見制度に関する届出書により届け出る」とするものが各1行 みられた。成年後見の取消、変更については、「届け出た内容に、取消、変 更が生じた場合にも、乙に届け出る | とするものが23行みられた。また、「届 け出前に生じた甲の損害は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いて甲 の負担とする | ものが6行、「届け出前に生じた甲の損害は、甲の負担とす る」とするものが4行、「乙が相当の注意をもって意思能力を確認し、甲又 は甲の保証人が行為能力者であると認めて行ったときは、届け出前に生じた 損害は甲の負担とする」とするものが2行みられた。

16. 適用店舗

ひな型13条

この約定書の各条項は、私と貴行本支店との間の諸取引に共通に適 用されることを承認します。

[改訂動向]

ひな型13条の文言に変更を加えないものが43行,「銀行取引約定書の各条項は、甲が乙の複数の店舗で融資関係取引を行う場合は、共通に適用される」とするものが1行みられた。

17. 合意管轄

ひな型14条

この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴 行本店または貴行__支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とす ることに合意します。

[改訂動向]

ひな型14条の文言に変更を加えないものが1行,「貴行本店または貴行」支店の所在地を管轄する裁判所」を「乙の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所」とするものが31行,「乙の本店または甲が取引をしている乙の支店の所在地を管轄する裁判所」とするものが7行,「乙の本店または甲乙間の銀行取引の取引店の所在地を管轄する裁判所」,「乙の本店またはこの取引に属する乙の取引店の所在地を管轄する裁判所」,「乙の本店または融資関係の取引を行っている店舗の所在地を管轄する裁判所」,「乙の本店の所在地を管轄する裁判所」,「下東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄とする(調停を含む)」とするものが各1行みられた。また、44行の全てが,「甲および乙は、本約定書ならびに本約定に基づく諸取引の準拠法を日本法とする」との規定を設けていた。

18. 保証条項

保証人は、本人が第1条に規定する取引によって貴行に対し負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの約定に従います。保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更・解除しても免責を主張しません。保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、本人と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

[改訂動向]

44行の全てが、本条項を削除していた。

19. その他

[改訂動向]

(1) 第三者弁済

「甲は、甲の乙に対する一切の債務につき、乙が客観的に必要と判断した場合に限り、甲の利害関係人以外の第三者からの弁済を受けることを承諾します」との規定を設けるものが1行みられた。

(2) 銀行取引約定書の解約および変更

銀行取引約定書の解約に関する規定を設けるものが43行みられた。そのうち、「甲または乙は、乙の甲に対する債権が弁済その他の事由により消滅したのち、相手方に対して書面により通知することにより、本約定を解約することができる」とするものが21行(そのうち、解約の要件として、さらに、「第一条に定める取引が全て終了」したことを付加するものが5行みられた。)、「乙の甲に対する債権が弁済その他の事由により消滅したのち、甲または乙いずれか一方が書面により解約する旨を通知をしたときは、他方が受領後1ヶ月が経過したときに本約定は失効するものとする」とするものが14行、「甲は、本約定に基づき乙に対して負担する債務が消滅した後において、乙に対する書面による通知をもって本約定を解約することができる」とする

ものが8行みられた。また、銀行取引約定書の内容の変更について、「本約定書の内容を変更する場合には、乙は甲に通知し、甲の同意を得る」とするものが1行みられた。

(3) 変更契約

従前の銀行取引約定書に基づく諸取引に対して、本約定書が適用される旨の規定を設けるものが8行みられた。

(4) 個人信用情報センター等への登録

甲の債務に関する客観的事実に基づく信用情報が乙の加盟する信用情報機関に登録されること、および登録された情報が甲の支払能力に関する調査のために利用されることについて、甲が同意する旨の規定を設けるものが2行みられた。

おわりに

本稿は、2006年4月現在における地方銀行および第二地方銀行の銀行取引 約定書の改訂動向を44行の銀行取引約定書を基に取りまとめたものである。 ひな型廃止の背景については種々の要因が指摘されているが、全銀協は、ひ な型制定から40年近く経過したことにより、銀行業界をとりまく環境が大き く変化し、各銀行が銀行取引約定書の改訂に際して自行の責任に基づいて いっそうの創意工夫を発揮することが求められること、また、ひな型の使用 による銀行間の横並びを是正し、取引先に自由な選択の機会を与えることが 求められること等*56、を指摘していた。しかし一方で、ひな型廃止に伴い、 個別銀行が独自に銀行取引約定書の改訂を行う場合には、その改訂作業の困 難さとともに、「各個別銀行が独自の判断と責任において改訂することにな れば、そこでは、各銀行の営利主体としての顕著なエゴイズムが必然的に発 揮され、取引先は、いよいよ細心の警戒心と万一の場合に泣く覚悟が不可欠」 であり、留意事項なる要望がどれほど遵守されるかは判断がつかない*57. との懸念も示されていた。その意味で、ひな型廃止後は、個別銀行が作成す る銀行取引約定書の個別条項毎にその法的有効性を検討することが課題に なっているといえる。本調査がそのような検討の一助になれば、望外の幸い

である。最後に、本調査の趣旨にご賛同を頂き、銀行取引約定書の送付を頂いた44の銀行ならびに担当者の皆様には、この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

- *42 なお、第一次、第二次試案では、異種通貨間の相殺に関する規定が設けているが、本調査では、同様の規定を設けるものはみられなかった。
- *43 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁
- *44 第二次試案では、「銀行が恣意的に相殺の実行日を遅らせることにより、顧客に不利となるという問題点が指摘されていた(秦・前掲「銀行取引約定書の第二次 試案について」53頁)」ことを受け、原則として、計算基準日を相殺適状時としている。
- *45 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁
- *46 なお、相殺に関する規定方法として、乙からの相殺規定と甲からの相殺規定と を合体させるものが3行、甲からの相殺規定を乙からの相殺規定に先行させるも のが1行みられた。
- *47 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項 | 8頁
- *48 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項 | 8頁
- *49 第二次試案では、相殺の充当については、民法の原則通り、相殺者に充当指定権があるとし、また顧客の弁済による充当については、銀行の第一次充当指定権を否定している。
- *50 その理由として、「顧客に充当指定権を認めると、有担保の貸付金をねらって充当指定がなされ、銀行の債権保全に支障が生ずるという問題点も考えられるが、現在の銀行取引においては、預金を債権回収の手段とするという考え方そのものの妥当性が問われるところであること、また最近では根担保が中心であり、狙い打ち相殺という事態も起こりにくいことを考慮すると、この方式が妥当であり、また格別の不都合もない(秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」53頁)」としている。なお、ひな型廃止後の銀行取引約定書の改訂動向を踏まえ、逆相殺規定及び充当指定変更権を批判的に検討するものとして、中舎寛樹「逆相殺」銀行法務583号43頁以下がある。

- *51 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁
- *52 本条項を割引手形の買戻債務に関する規定に移行するものが5行みられた。
- *53 なお, 第一次および第二次試案では、不渡りとなった割引手形または担保手形について、銀行が顧客に対して返還を申し出たにもかかわらず、顧客が受領しない場合に、銀行は手形上の債権保全手続きをとる義務を負わない旨の規定が設けられている。
- *54 第二次試案では、「みなし送達条項が意思表示到達の効果を目的とするものであり、有価証券等の物自体の到達を擬制するのは適当でない(秦・前掲「銀行取引 約定書の第二次試案について」53頁)」として、みなし送達条項の対象を、乙が発 送した通知に限定している。
- *55 第二次試案解説では、「成年後見開始等の報告義務についても規定することが妥当ではないかとする意見もあるが、その実効性に疑問があるという判断から、規定化を見送った(秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」56頁)」とされている。
- *56 阿部・前掲「銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項について」4頁
- *57 鈴木禄弥「全銀協通達『銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項について』の 捉え方-ひな型廃止をめぐっての老兵の懐旧的主張-|金法1580号9頁